

令和 8 年5月28日

各事業所 様

仙台卸商健康保険組合

39 歳以下の定期健康診断結果の提供(依頼)について

平素から当組合の事業運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、特定健康診査の対象外である 39 歳以下の加入者について、健康保険組合から事業所へ定期健康診断(安全衛生法に基づく健診)の結果を提供依頼することが可能となっております。

事業主から保険者(健康保険組合)への提供に関しては、個人情報保護法など関係法令により、本人の同意を得ずに提供が可能です。(別紙 参考資料)

健診結果の提供をしていただくことから、加入者の予防活動や健康づくりを一層推進することが可能となります、同封のパンフレット(けんぽれん作成)もご参照ください。

■ 活用方法やメリット

- ◆ 医療費等の分析から、39 歳以下加入者向けの保健事業を計画、実施につながります。
- ◆ 今年度、39 歳以下の加入者向け RIZAP のプログラムの利用開始になりますが、対象者は健康診断の結果から選定し案内送付になります。
- ◆ 早めの生活習慣病予防により、加入者の予防、健康づくりの推進につながります。
- ◆ マイナポータルで各個人の健診情報の閲覧が可能となっており、医療機関においては適切な医療の提供に利用することが期待されていますが、こちらは保険者(=健康保険組合)に健診結果の提供がされた場合に連携がされることとなります。

■ 提供方法<各事業所の保有形態に応じて要相談>

- ① 電子データによる提供[PDF や CSV 形式]
- ② 紙(※)による提供

※ 事業主控え(紙)を当組合の方でコピーをさせていただくことも可能です。

■ 提供いただいた健診結果は「個人情報の保護に関する法律」「仙台卸商健康保険組合個人情報保護管理規程」その他の関係法令に基づき、確実な漏洩防止策を講じて、適切に管理を行います。

【事業所担当者様へお願い】

お手数ですが、上記により 39 歳以下の定期健康診断結果提供に向けた現状の確認やご意向をおアンケートにより確認させていただきたくご協力をお願いします。

→<https://forms.gle/L5Y7Hk1qfo484nJH6>

また、詳細の確認やご不明な点については、当組合までお手数ですがお問合せ願います。



【参考資料】

- 高齢者の医療の確保に関する法律(抜粋) (特定健康診査等に関する記録の提供)
第 27 条 1~2項略
3 保険者は、特定健康診査等の適切かつ有効な実施を図るため、加入者を使用している事業者等(厚生労働省令で定める者を含む。以下この項及び次項において同じ。)又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、労働安全衛生法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該加入者に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。
4 前三項の規定により、特定健康診査若しくは特定保健指導に関する記録、第二百五条第一項に規定する健康診査若しくは保健指導に関する記録又は労働安全衛生法その他の法理恵に基づき保存している健康診断に関する記録の写しの提供を求められた他の保険者、後期高齢者医療広域連合又は事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。

- 個人情報の保護に関する法律(抜粋) (利用目的による制限)
第 18 条
個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。
2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。
3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
 - 一 法令に基づく場合
(第三者提供の制限)第 27 条
個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。
 - 一 法令に基づく場合

- 健康保険法(抜粋) (保健事業及び福祉事業)
第 150 条
2 保険者は、前項の規定により被保険者等の健康の保持増進のために必要な事業を行うに当たって必要だと認めるときは、被保険者等を使用している事業者等又は使用していた事業者等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、同法その他の法令に基づき当該事業者等が保存している当該被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定めるものを提供するように求めることができる。
3 前項の規定により、労働安全衛生法その他の法令に基づき保存している被保険者等に係る健康診断に関する記録の写しの提供を求められた事業者等は、厚生労働省令で定めるところにより、当該記録の写しを提供しなければならない。